

# 定 款

制定 平成22年 5月18日  
改正 平成24年 5月15日  
改正 平成26年 5月28日  
改正 令和 5年 6月16日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人関西交通経済研究センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、関西経済圏における交通経済に関する総合的な調査研究、並びに基本的な計画の策定及びその計画の実施に必要な提言を行い、もって、関西における社会、経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関西経済圏における交通経済に関する調査研究及びその受託等
  - (2) 関西経済圏における交通経済に関する基本的な計画の策定
  - (3) 関西経済圏における交通経済に関するコンサルタント業務
  - (4) 交通経済に関する諸般の文献、資料、統計その他の情報の収集、分析、整理及び提供
  - (5) 交通経済に関する講演会、研究会、セミナー等の開催
  - (6) 関西経済圏における交通経済に関する施策に対する意見の具申
  - (7) 第1号から第6号までの事業に附帯する観光に関する調査研究等
  - (8) 文献その他出版物の刊行
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は近畿2府4県において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評 議 員

(評議員)

第 10 条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2. 評議員には、費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評 議 員 会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月末までに1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 前項の議事録は、主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第 6 章 役員、顧問及び賛助会員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上10名以内
- (2) 監 事 2名以内

2. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

3. 理事のうちから以下の役員を選定する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 理 事 長 1名
- (3) 常務理事 1名

4. 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任等)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
3. 理事長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
4. 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人に、顧問1名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、無報酬とする。
4. 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(賛助会員)

第 29 条 この法人の趣旨に賛同し加入口数に応じ所定の会費を納入する団体及び個人を賛助会員とする。

2. 賛助会員について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 7 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第93条第2項及び第3項の規定により、理事から招集の請求があったときもしくは理事が招集したとき
  - (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったときもしくは監事が招集したとき

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、その通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3. 前項の議事録は、主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 37 条 この法人に、事務局を置く。

2. 事務局の構成及び運営に関する基本的事項並びに職員の任免等に関する重要事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、合併、その他法令で定められた事由の発生により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第 40 条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

**第 41 条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

#### (公告の方法)

**第 42 条** この法人の公告は、電子公告により行う。  
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、大阪府において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

## 第 11 章 補 則

#### (細 則)

**第 43 条** この定款に定めるもののほか、この法人の事業運営上必要な細則(役員の報酬に係るものを除く。)は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は野村明雄とし、理事長は岩崎勉とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 種 別	金 額
定期預金（新生銀行他）	100,000千円

備 考:定期預金は、その一部又は全部を国債又は地方債に変更することができるものとする。

附 則

この定款の改正は、平成24年 5月15日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成26年 5月28日から施行する。

附 則

この定款の改正は、令和 5年 6月16日から施行する。